北秋田市告示第135号

北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、市内老人福祉施設の運用状況、利用実態等に鑑み、入所者の安定した生活の確保を図ることを目的として、軽費老人ホームＡ型大野台エコーハイツ（以下「エコーハイツ」という。）からケアハウスさわやか寮（以下「さわやか寮」という。）又は北秋田市合川高齢者生活支援施設（以下「支援施設」という。）へ異動する入所者等（支援施設を経由してさわやか寮へ異動する者を含む。）の負担軽減を図るため予算の範囲内で補助金を交付することについて、北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）及び北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号。以下「補助金等交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　「負担軽減対象者」とは、次のいずれかに該当する者であって、それぞれに定める基準日以降に異動先施設（さわやか寮及び支援施設をいう。以下同じ。）に異動した者をいう。

ア　令和８年５月31日時点においてエコーハイツに入所していた者（令和８年７月１日以降に支援施設に異動した者を含む。）

イ　令和８年５月31日時点において支援施設に入所していた者

（２）　「利用料」とは、次に掲げる各施設の区分に応じ、それぞれ次に定める料金をいう。

ア　エコーハイツ　北秋田市軽費老人ホーム管理規則（平成18年北秋田市規則第20号）に規定された使用料

イ　さわやか寮　さわやか寮で規定する事務費、生活費、管理費、水道光熱費、寝具代及び冬期負担金（要介護認定を受けた者にあっては、これらに介護サービス費を加えた額とする。）

ウ　支援施設　北秋田市合川高齢者生活支援施設条例（平成17年北秋田市条例第101号）に規定された使用料

（３）　「利用料差額」とは、負担軽減対象者の施設異動にかかる次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額をいう。この場合において、支援施設の利用料は当該月の実日数に日額を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を月額利用料とみなして計算するものとする。

ア　エコーハイツからさわやか寮へ異動した場合　異動月におけるさわやか寮の月額利用料からエコーハイツの月額利用料を減じた額

イ　エコーハイツから支援施設へ異動した場合　異動月における支援施設の月額利用料とみなした額からエコーハイツの月額利用料を減じた額

ウ　支援施設からさわやか寮へ異動した場合　異動月におけるさわやか寮の月額利用料から支援施設の月額利用料とみなした額を減じた額

エ　エコーハイツから支援施設を経てさわやか寮へ異動した場合　異動月におけるさわやか寮の月額利用料からエコーハイツの月額利用料を減じた額。ただし、エコーハイツから支援施設へ異動した月から支援施設を退所した月までの期間については、本号イの規定を適用するものとする。

（４）　「要介護報酬分」とは、さわやか寮に異動した負担軽減対象者のうち、要介護認定を受けていない者の受け入れに対し、当該施設の施設運営に要する費用として算定した額をいう。

（補助対象施設）

第３条　この補助金の交付の対象となる施設は、社会福祉法人等が設置した、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームであって、北秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年北秋田市条例第４号）又は北秋田市合川高齢者生活支援施設条例により指定管理者が運営する施設とする。

（補助の方法）

第４条　この告示に基づく補助は、異動先施設が負担軽減対象者の利用料差額を減免した場合において、次条に定める補助対象経費に相当する額を補助対象施設に補助金として交付する方法により実施するものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　利用料差額分　負担軽減対象者が異動先施設に異動した月から退所するまでの間（第２条第３号エに該当する者にあっては、エコーハイツから支援施設へ異動した月からさわやか寮を退所するまでの間）における当該負担軽減対象者にかかる月額利用料の差額

（２）　要介護報酬分　さわやか寮に異動した負担軽減対象者のうち、要介護認定を受けていない者の受入れに対し、要介護報酬分として、異動月から退所月までの間において１人あたり要介護１にかかる地域密着型特定施設入居者生活介護の基本報酬及び市長が認める加算を基準として算定した額並びにこれらにかかる利用者負担額を合算して得た額

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　利用料差額補助　異動先施設が負担軽減対象者に対し減免を行った第２条第３号に規定する利用料差額の異動先施設における当該年度内の累計額

（２）　要介護報酬分補助　前条第２号に該当する負担軽減対象者ごとに同号に定める月額に補助対象となる月数を乗じて得た金額のさわやか寮における当該年度内の累計額

（補助金額の算定）

第７条　補助金は、当該年度の４月から翌年３月までの減免等（第５条第２号の対象となる負担軽減対象者の受け入れを含む。以下同じ。）の実績による補助対象経費の累計額を算定し、交付するものとする。ただし、第９条第２項の規定に基づき交付申請を行った場合は、上半期（当該年度の４月から９月までに行った減免等の実績にかかる期間をいう。以下同じ。）及び下半期（当該年度の 10 月から翌年３月までに行った減免等の実績にかかる期間をいう。以下同じ。）毎に算定された累計額に基づき、年２回に分割して交付を受けることができる。

２　第５条に定める補助対象経費の額の算定において、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより算定する。この場合において、複数の号に該当するときは、それぞれの号に定めるところにより算定する。なお、日割りにより算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（１）　負担軽減対象者が月の途中において異動、死亡、退所した場合　当該月の利用料差額分にかかる対象経費を日割りにより算定する。

（２）　負担軽減対象者について、月の途中において要介護認定の効力が生じた場合　当該月の要介護報酬分にかかる対象経費を日割りにより算定する。

（補助対象経費の除外）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める経費を補助対象としない。

（１）　退所日の翌日以後にかかる利用料差額分及び要介護報酬分

（２）　死亡日の翌日以後にかかる利用料差額分及び要介護報酬分

（３）　異動先施設の利用料がエコーハイツ又は支援施設の利用料以下である場合　利用料差額分

（４）　エコーハイツから支援施設を経てさわやか寮へ異動した者について、エコーハイツの利用料がさわやか寮の利用料以下の場合　利用料差額分

（５）　さわやか寮に異動した負担軽減対象者が異動後に要介護認定を受け、当該認定の効力が生じた日が月の初日である場合　当該月以後にかかる要介護報酬分

（５）　その他市長が不適切と認める場合

（補助金申請等）

第９条　異動先施設が補助金の交付を受けようとするときは、北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　負担軽減対象者の利用料比較表（様式第２号）

（２）　減免実績報告書（様式第３号）

（３）　要介護認定状況確認書（様式第４号）（さわやか寮のみ）

（４）　減免していることが分かる書類（利用料請求書、領収書等の写し等）

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　異動先施設が第７条項１項ただし書の規定により上半期及び下半期に分けて補助金の交付を受けようとする場合は、各半期の終了後速やかに、前項に定める申請書類を市長に提出するものとする。

３　エコーハイツから支援施設を経てさわやか寮へ異動した負担軽減対象者については、支援施設は利用料の減免及び補助金の交付申請を、さわやか寮は利用料の減免、要介護報酬分の算定及び補助金の交付申請をそれぞれ行うものとする。

（補助金の交付決定及び確定）

第 10 条　市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、その結果を北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

２　前項の交付の決定は、補助金等交付要綱第 11 条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

（補助金の交付）

第 11 条　本補助金は、前条の規定による額の確定後に交付するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　負担軽減対象者が補助対象要件を満たしていなかった場合

（２）　不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（３）　異動先施設が減免を実施していなかった場合

（４）　要介護認定状況の報告が虚偽であった場合

（５）　その他市長が不適切と認める場合

（その他）

第 13 条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和８年９月 30 日から施行する。

２　この告示に規定する補助金は、令和８年７月１日以降にエコーハイツからさわやか寮若しくは支援施設に異動し、若しくは支援施設からさわやか寮に異動し、又はエコーハイツから支援施設を経てさわやか寮へ異動した負担軽減対象者に対して適用する。

様式第１号（第９条関係）

北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

北秋田市長　様

法 人 名

代表者名

北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付要綱第９条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって北秋田市補助金等交付要綱（平成 17 年北秋田市告示第 22 号）第 10 条による実績報告書とします。

記

１．申請対象年度　　：　　年度

２．申請対象期間　　：　　年　月　日～　　年　月　日　（上半期・下半期分）

３．負担軽減対象者数：　　名（実人数）

４．申請（実績報告）額：　　円

【内訳】

（１）利用料差額補助：　対象者数　　名　・　　円

（２）要介護報酬分補助：　対象者数　　名　・　　円

５．異動先施設：

□ ケアハウスさわやか寮

□ 北秋田市合川高齢者生活支援施設

【添付書類】

□ 負担軽減対象者の利用料比較表（様式第２号）

□ 減免実績報告書（様式第３号）

□ 要介護認定状況確認書（様式第４号）（ケアハウスさわやか寮のみ）

□ 減免していることが分かる書類（利用料請求書、領収書等の写し等）

□ その他（　　）

※ 本申請書は、対象年度の末日までに提出してください。

様式第２号（第９条関係）

負担軽減対象者の利用料比較表

１．対象年度：　　年度

２．負担軽減対象者氏名：

３．異動元施設：　☐ 大野台エコーハイツ　　☐ 合川高齢者生活支援施設

４．異動元施設入所期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

５．異動先施設：　☐ ケアハウスさわやか寮　　☐ 合川高齢者生活支援施設

６．異動先施設入所期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

【月別利用料比較】

月	異動先施設 月額利用料 ①	異動元施設 月額利用料 ②	高額介護 サービス費 ③	利用料差額 ④ (①-②-③)	要介護報酬 補助額 ⑤	合計補助額 ④+⑤
4 月	円	円	円	円	円	円
5 月	円	円	円	円	円	円
6 月	円	円	円	円	円	円
7 月	円	円	円	円	円	円
8 月	円	円	円	円	円	円
9 月	円	円	円	円	円	円
10 月	円	円	円	円	円	円
11 月	円	円	円	円	円	円
12 月	円	円	円	円	円	円
1 月	円	円	円	円	円	円
2 月	円	円	円	円	円	円
3 月	円	円	円	円	円	円
年計	円	円	円	円	円	円

【要介護認定状況】

☐ 要介護認定を申請していない
☐ 要介護認定を申請したが非該当と判定された
☐ 要介護認定を受けた（認定年月日：　　年　　月　　日）

※ 要介護認定を受けた場合、当該効力が生じた日が月の初日であるときは、当該月から要介護報酬分補助は対象外となります。当該効力が月の途中で生じた場合は日割計算してください。
※ 異動月、死亡月及び退所月が月の途中に該当する場合の利用料は日割計算してください。
※ 要介護報酬分補助は、ケアハウスさわやか寮への異動者のみが対象です。

様式第３号（第９条関係）

減免実績報告書

次のとおり、負担軽減対象者に対して利用料の差額分を減免いたしましたので報告いたします。

【減免実績一覧】

１．対象年度：　　年度

２．負担軽減対象者氏名：

３．減免実施月：　　ヶ月

４．減免合計額（円）：　　円

※ 減免していることが分かる書類（利用料請求書、領収書等の写し）を別紙として添付してください。

様式第４号（第９条関係）

要介護認定状況確認書

ケアハウスさわやか寮に異動した負担軽減対象者の要介護認定状況について、次のとおり報告いたします。

【要介護認定状況一覧】

１．対象年度：　　年度

２．負担軽減対象者氏名：

３．生年月日：

４．要介護認定申請状況：

□申請なし

□申請済み

５．要介護認定結果：

□非該当

□要介護１以上

□認定待ち

６．認定月（該当する場合）：　　月

７．要介護報酬分補助対象月数：　　月

※ 要介護認定を受けた場合は、認定月を記載してください。

※ 要介護認定を受けた場合、当該効力が生じた日が月の初日であるときは、当該月から要介護報酬分補助は対象外となります。当該効力が月の途中で生じた場合は日割計算してください。

様式第５号（第10条関係）

北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年　　月　　日

法 人 名
代表者名　　様

北秋田市長

北秋田市軽費老人ホーム利用料等負担軽減事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定いたします。

記

１．申請対象年度：　　年度

２．負担軽減対象者数：　　名（実人数）

３．補助金交付額：　　円

【内訳】

（１）利用料差額補助　：　対象者数　　名　・　　円

（２）要介護報酬分補助：　対象者数　　名　・　　円

４．異動先施設：

□ ケアハウスさわやか寮

□ 北秋田市合川高齢者生活支援施設

５．その他特記事項：